

国立大学法人 東北大学 の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

期末特別手当において、当該役員の業績評価に基づき、その額の100分の25の範囲内でこれを増額し、又は減額することができることとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

平成24年4月1日より、本給月額を0.5%減額した。

理事

平成24年4月1日より、本給月額を0.5%減額した。

理事(非常勤)

平成24年4月1日より、基準額を1,000円減額した。

監事

平成24年4月1日より、本給月額を0.5%減額した。

監事(非常勤)

平成24年4月1日より、基準額及び加算額(日額)をそれぞれ1,000円減額した。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	千円	千円	千円	就任	退任	
法人の長	19,573	13,205	5,575	792 (地域手当)	4月1日		
A理事	14,950	10,052	4,244	603 (地域手当) 49 (通勤手当)			
B理事	13,626	9,193	3,881	551 (地域手当)	4月1日		
C理事	13,650	9,193	3,881	551 (地域手当) 24 (通勤手当)	4月1日		
D理事	5,227	2,952	1,725	401 (地域手当) 8 (通勤手当) 140 (単身赴任手当)		7月31日	◇
E理事	13,579	9,193	3,810	551 (地域手当) 24 (通勤手当)	4月1日		
F理事	13,704	9,193	3,881	551 (地域手当) 78 (通勤手当)	4月1日		
G理事	14,046	9,193	3,881	551 (地域手当) 420 (単身赴任手当)			◇
H理事	9,104	6,020	2,082	722 (地域手当) 280 (単身赴任手当)	8月1日		◇
A監事	11,763	7,936	3,351	476 (地域手当)			
B監事 (非常勤)	1,236	1,236					

注1:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注2:「地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

注3:「前職」欄の「◇」は、役員出向者であることを示す。

3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
法人の長	千円 11,739 (78,081)	年 5 (36)	月 5 (0)	H24.3.31	1.2	本学経営協議会において業務貢献度等を総合的に勘案した。	
理事A	千円 6,052 (58,460)	年 4 (39)	月 0 (0)	H24.3.31	1.1	本学経営協議会において業務貢献度等を総合的に勘案した。	
理事 (非常勤)	千円	年	月			該当者なし	
監事	千円	年	月			該当者なし	
監事 (非常勤)	千円	年	月			該当者なし	

注1:法人の長及び理事Aについては、役員在職期間を役員退職手当規程に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

教職員の業績及び能力の評価を適切に反映できる給与制度を構築するとともに、各部署等に配置可能な教職員の上限数、総人件費の運用枠を設定し、適切な人件費の管理に努める。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

独立行政法人通則法第63条の趣旨及び政府からの要請等を考慮しつつ、本学の経営戦略を効率的、効果的に実現できる機動性に富んだものとする。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績を考慮し、昇格、昇給を実施しているほか、勤勉手当の成績率に反映している。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当(査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給割合を決定する。
昇給	5段階ある昇給区分のうちから、昇給日(1月1日)前1年間におけるその者の勤務成績に応じて昇給区分が決定される。
昇格	勤務成績が良好な職員で昇格基準に達した者は、その者の資格に応じ上位の級に昇格させることができる。
降格	勤務成績が不良な場合は、下位の級に降格させることができる。

ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

- ・本給月額を、50歳台を中心に40歳台以上を念頭に置いた引下げ改定を実施した。(50歳台号俸:最大△0.5%、40歳台後半層号俸:△0.4%等)
- ・若年・中堅層の職員(平成24年4月1日において36歳に満たない職員)を対象に、必要に応じ1号俸又は2号俸の昇給回復を実施した。
- ・国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号。以下「特例法」という。)に基づく国家公務員の給与の見直しに関連し、平成24年6月から平成26年3月までの期間、以下の措置を講ずることとした。
 - (職員)本給月額の減額率
 - 一般(一)7級以上、教育(一)4級、指定職 等 △9.77%
 - 一般(一)6～3級、教育(一)3～2級 等 △7.77%
 - 一般(一)2級以下、教育(一)1級 等 △4.77%
 - ※ その他本給表適用職員については、一般(一)に準じた減額率。
 - 諸手当等の減額率
 - 職責手当 一律△10%
 - 期末手当及び勤勉手当 一律△9.77%
 - ※ その他地域手当等については、算定基礎となる本給月額等の減額率に連動し減額。
 - (役員)本給月額、期末特別手当及び地域手当の減額率 △9.77%
 - ※ 平成24年4月から当該減額措置を行ったとみなし、格差相当分を減額調整。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 3,833	歳 43.7	千円 6,807	千円 4,917	千円 62	千円 1,890
事務・技術	人 1,129	歳 39.1	千円 5,047	千円 3,751	千円 84	千円 1,296
教育職種 (大学教員)	人 1,991	歳 47.5	千円 8,345	千円 5,986	千円 56	千円 2,359
医療職種 (病院看護師)	人 540	歳 39.7	千円 5,192	千円 3,708	千円 36	千円 1,484
技能・労務職種	人 9	歳 55.1	千円 5,361	千円 3,910	千円 56	千円 1,451
教育職種 (歯科技工士養成学校教員)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医療技術職員)	人 160	歳 41.8	千円 5,474	千円 3,882	千円 66	千円 1,592
指定職種	人 3	歳 53.8	千円 14,059	千円 9,975	千円 24	千円 4,084

再任用職員	人 78	歳 62.7	千円 2,920	千円 2,499	千円 91	千円 421
事務・技術	人 67	歳 62.7	千円 2,917	千円 2,496	千円 88	千円 421
医療職種 (病院看護師)	人 3	歳 62.5	千円 3,461	千円 2,952	千円 42	千円 509
技能・労務職種	人 6	歳 62.7	千円 2,673	千円 2,295	千円 132	千円 378
医療職種 (病院医療技術職員)	人 2	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人 493	歳 40.8	千円 3,566	千円 2,938	千円 84	千円 628
事務・技術	人 224	歳 42.2	千円 3,152	千円 2,415	千円 96	千円 737
教育職種 (大学教員)	人 95	歳 42.0	千円 5,448	千円 4,135	千円 67	千円 1,313
技能・労務職種	人 26	歳 43.3	千円 3,280	千円 2,614	千円 85	千円 666
医療職種 (病院医療技術職員)	人 9	歳 39.4	千円 3,204	千円 2,941	千円 47	千円 263
研究支援職種	人 65	歳 35.7	千円 3,769	千円 3,769	千円 60	千円 0
研究補助職種	人 74	歳 38.6	千円 2,372	千円 2,372	千円 95	千円 0

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 常勤職員のうち「指定職種」とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。

注3: 「技能・労務職種」とは、自動車運転手、機械操作員、実験助手、用務員などの業務に従事する者を示す。

注4: 非常勤職員のうち「研究支援職種」とは、給与を教育職本給表(一)相当で決定され、賞与が支給されない職種を示し、「研究補助職種」とは、給与を一般職本給表(一)相当で決定され、賞与が支給されない職種を示す。

注5: 「在外職員」及び「任期付職員」は該当者がいないため記載を省略した。

注6: 次に掲げる各区分中の職種については、該当者がいないため記載を省略した。

- ・各区分共通で、「医療職種(病院医師)」
- ・再任用職員のうち、「教育職種(大学教員)」、「教育職種(歯科技工士養成学校教員)」及び「指定職種」
- ・非常勤職員のうち、「医療職種(病院看護師)」、「教育職種(歯科技工士養成学校教員)」及び「指定職種」

注7: 職種区分のうち、当該人員が2人以下の職種については、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人員以外は記載していない。

[年俸制適用者]

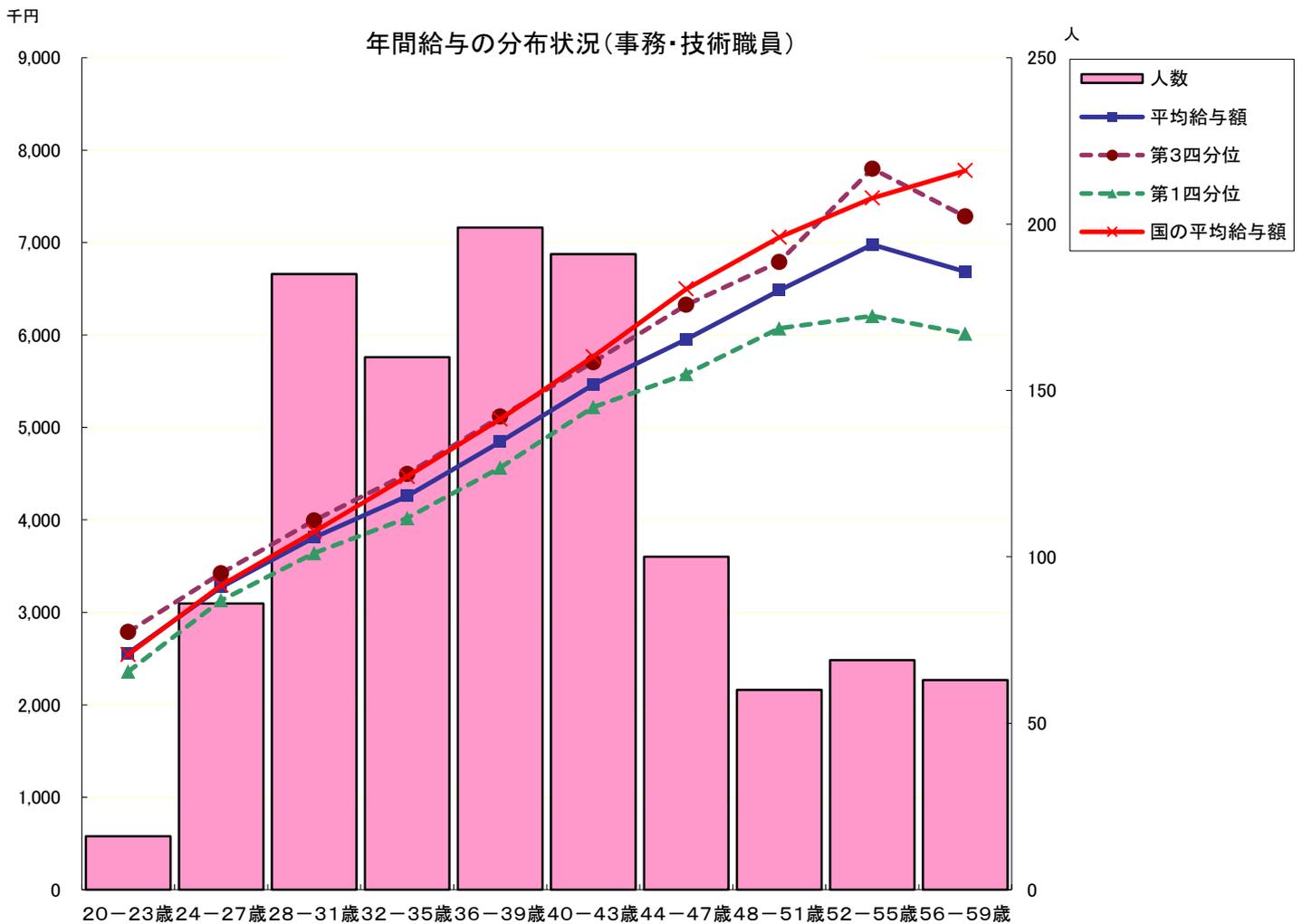
区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 458	歳 39.6	千円 6,594	千円 6,594	千円 43	千円 0
事務・技術	人 23	歳 46.2	千円 7,117	千円 7,117	千円 68	千円 0
教育職種 (大学教員)	人 425	歳 39.0	千円 6,615	千円 6,615	千円 41	千円 0
医療職種 (病院看護師)	人 3	歳 43.2	千円 5,622	千円 5,622	千円 90	千円 0
技能・労務職種	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (歯科技工士養成学校教員)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医療技術職員)	人 4	歳 43.5	千円 4,386	千円 4,386	千円 42	千円 0

注1:年俸制適用者については、本学では常勤職員として取り扱っているが、年俸制非適用の常勤職員とは給与基準が異なる。

注2:医療職種(病院医師)及び指定職種については、該当者がいないため記載を省略した。

注3:職種区分のうち、当該人員が2人以下の職種については、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人員以外は記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))
 [在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

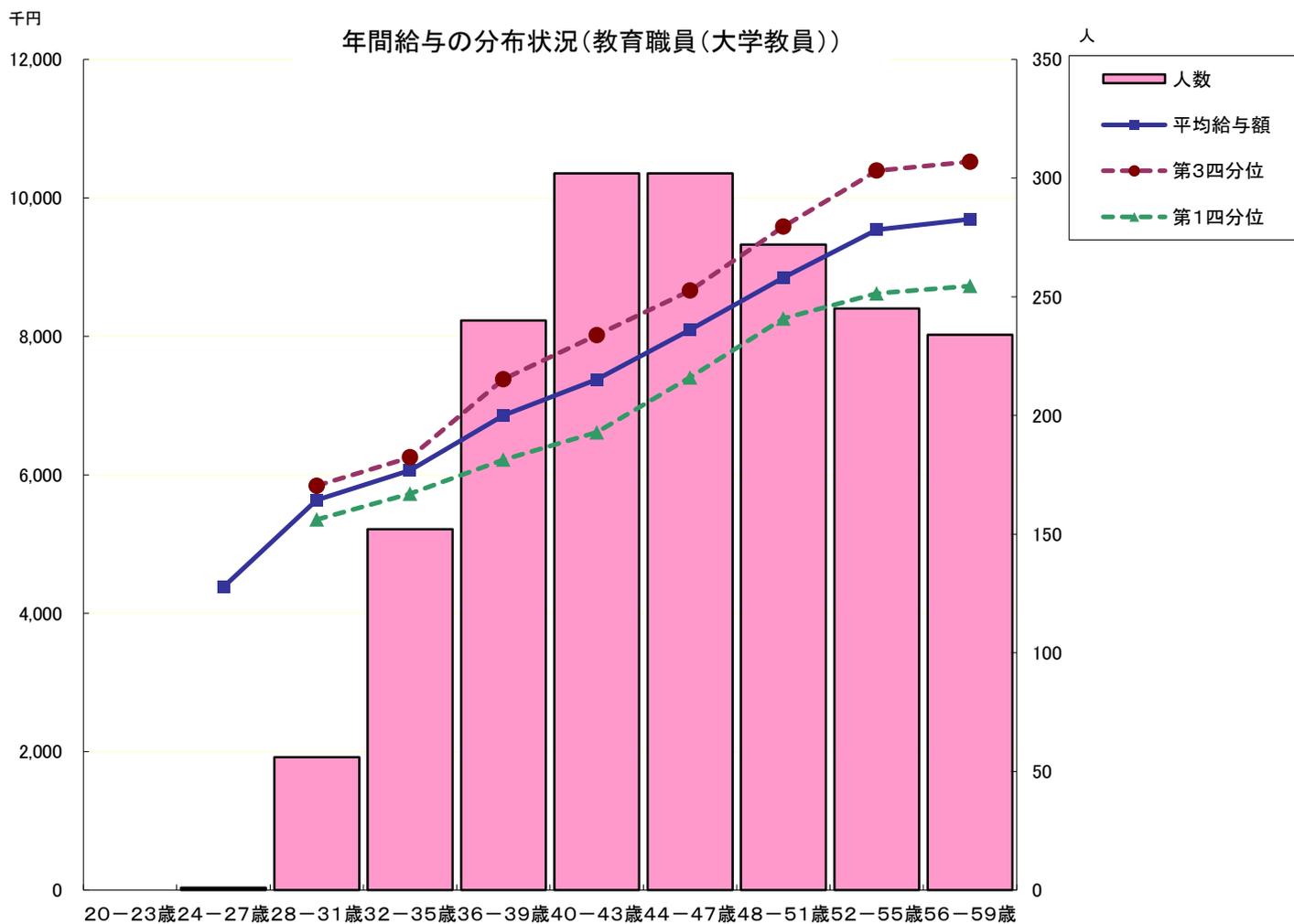


注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

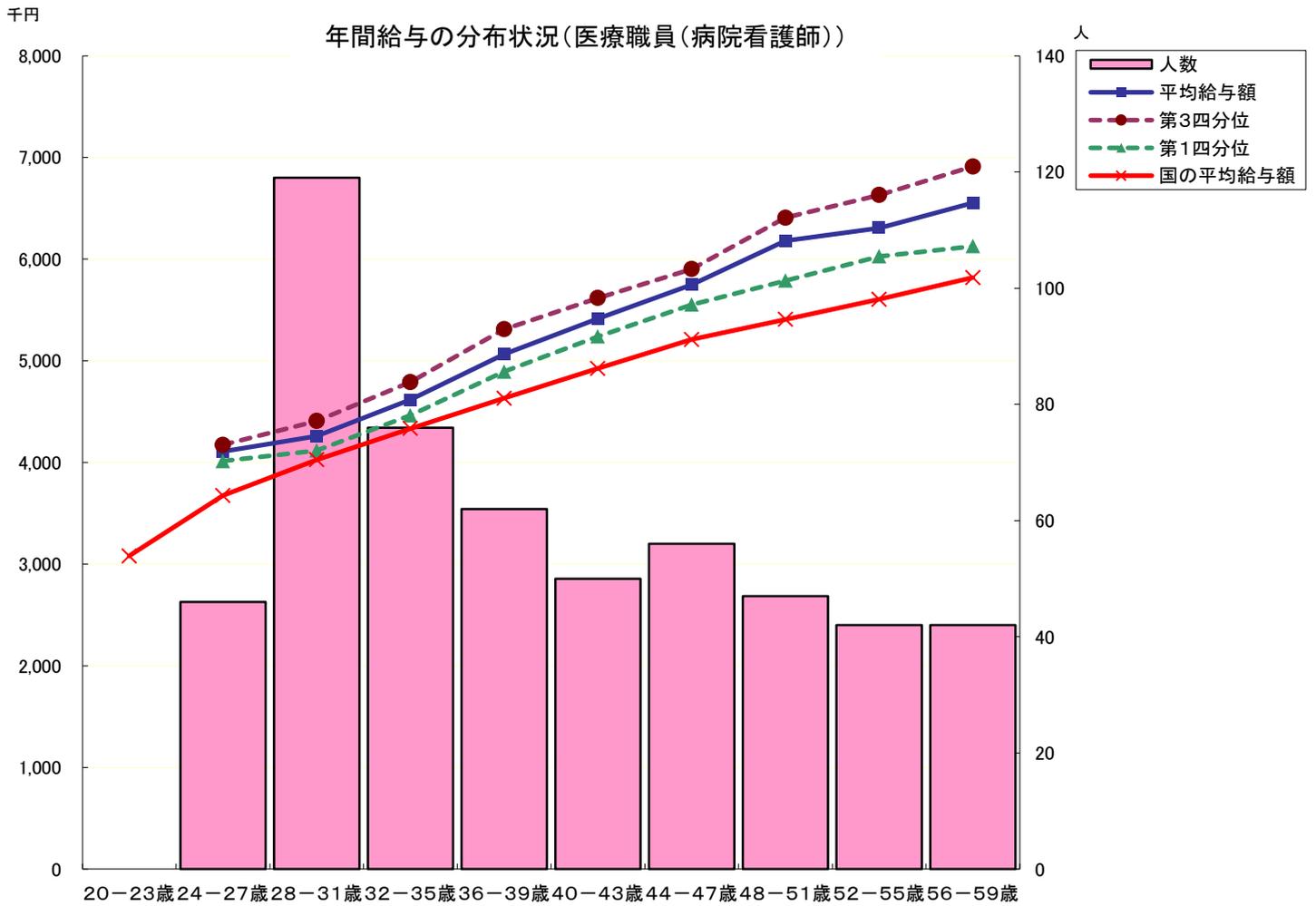
分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位	
			第1分位		第3分位	
		人	歳	千円	千円	千円
代表的職位						
部長	14	55.3	8,105	8,697	9,652	
課長	60	52.6	7,023	7,514	8,055	
課長補佐	71	49.3	6,132	6,415	6,654	
係長	415	43.1	5,076	5,441	5,890	
主任	194	38.4	4,424	4,766	5,081	
係員	375	30.4	3,411	3,715	4,014	

注:「課長」には、課長相当職である事務長及び室長を含む。
 「課長補佐」には、課長補佐相当職である専門員を含む。
 「係長」には、係長相当職である専門職員を含む。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
教授	740	54.7	9,389	10,116	10,663
准教授	566	45.4	7,610	8,012	8,492
講師	117	46.8	7,150	7,659	8,265
助教	538	40.3	5,851	6,335	6,708
助手	30	46.2	4,392	5,935	6,000



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
看護部長	1		—	—	—
副看護部長	5	54.7	6,905	7,106	7,307
看護師長	40	53.2	6,504	6,689	6,905
副看護師長	116	45.6	5,442	5,773	6,158
看護師	376	36.1	4,202	4,765	5,307
准看護師	2		—	—	—

注1: 分布状況を示すグループ区分のうち、当該人員が2人以下の職位については、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人員以外は記載していない。

注2: 「看護師」には、看護師相当職である助産師を含む。

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)
 (事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		係員	係員	主任、係長	係長、課長補佐	課長補佐、課長	課長、部長
人員 (割合)	1,129 人	118 人 (10.5%)	299 人 (26.5%)	487 人 (43.1%)	140 人 (12.4%)	56 人 (5.0%)	24 人 (2.1%)
年齢(最高～最低)		32～20 歳	58～27 歳	59～33 歳	59～37 歳	59～42 歳	59～40 歳
所定内給与年額(最高～最低)		2,786 ～1,441 千円	4,099 ～2,525 千円	4,700 ～2,669 千円	5,409 ～3,755 千円	6,383 ～4,449 千円	6,624 ～5,675 千円
年間給与額(最高～最低)		3,648 ～1,994 千円	5,313 ～3,348 千円	6,272 ～3,604 千円	7,392 ～5,116 千円	8,548 ～6,282 千円	9,297 ～7,534 千円

区分	計	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		部長	部長	部長	部長
人員 (割合)		3 人 (0.3%)	2 人 (0.2%)	0 人 (0.0%)	0 人 (0.0%)
年齢(最高～最低)		57～53 歳	～ 歳	～ 歳	～ 歳
所定内給与年額(最高～最低)		6,890 ～6,628 千円	～ 千円	～ 千円	～ 千円
年間給与額(最高～最低)		9,277 ～9,125 千円	～ 千円	～ 千円	～ 千円

注:級区分のうち、当該人員が2人以下の職位については、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人員以外は記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級
標準的な職位		助教、助手	講師	准教授	教授
人員 (割合)	1,991 人	568 人 (28.5%)	117 人 (5.9%)	566 人 (28.4%)	740 人 (37.2%)
年齢(最高～最低)		63～27 歳	63～32 歳	63～29 歳	63～36 歳
所定内給与年額(最高～最低)		5,764 ～3,360 千円	6,799 ～3,723 千円	7,227 ～4,316 千円	12,277 ～5,282 千円
年間給与額(最高～最低)		7,832 ～4,379 千円	9,870 ～4,992 千円	9,802 ～5,971 千円	16,139 ～7,322 千円

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	看護師長	副看護部長	看護部長	看護部長
人員 (割合)	540人	2人 (0.4%)	375人 (69.4%)	117人 (21.7%)	40人 (7.4%)	5人 (0.9%)	1人 (0.2%)	0人 (0.0%)
年齢(最高～最低)		～歳	59～25歳	59～32歳	59～43歳	59～50歳	～歳	～歳
所定内給与年額(最高～最低)		～千円	5,014～2,637千円	5,048～3,010千円	5,010～4,091千円	5,390～4,611千円	～千円	～千円
年間給与額(最高～最低)		～千円	7,009～3,683千円	7,138～4,203千円	7,247～5,930千円	7,602～6,784千円	～千円	～千円

注:級区分のうち、当該人員が2人以下の職位については、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人員以外は記載していない。

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率
 (事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 54.2	% 56.9	% 55.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 45.8	% 43.1	% 44.4
	最高～最低	% 56.8～37.1	% 50.0～35.6	% 52.7～36.9
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 56.8	% 59.5	% 58.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 43.2	% 40.5	% 41.8
	最高～最低	% 52.9～32.9	% 50.0～29.7	% 51.4～31.6

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 50.2	% 53.3	% 51.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 49.8	% 46.7	% 48.2
	最高～最低	% 59.4～31.7	% 53.9～35.0	% 56.4～36.2
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 54.9	% 57.1	% 56.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 45.1	% 42.9	% 44.0
	最高～最低	% 57.3～28.5	% 50.0～28.4	% 53.2～32.0

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 44.8	% 47.9	% 46.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 55.2	% 52.1	% 53.6
	最高～最低	% 57.3～52.9	% 53.9～50.0	% 55.6～51.4
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 50.6	% 50.3	% 50.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 49.4	% 49.7	% 49.5
	最高～最低	% 52.9～38.4	% 50.0～35.7	% 51.4～37.0

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標
(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))	94.2
対他の国立大学法人等	101.9

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等	102.9
------------	-------

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))	109.8
対他の国立大学法人等	102.0

注:当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等をつ一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出。

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容
指数の状況	対国家公務員 94.2
	参考 地域勘案 100.4 学歴勘案 93.8 地域・学歴勘案 100.1
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 63.4% (国からの財政支出額 116,485百万円、支出予算の総額 183,851百万円:平成24年度予算)
	【検証結果】 国からの財政支出の割合は63.4%と高い数値ではあるが、累積欠損額はなく、対国家公務員の指数の状況等を総合的に勘案して、給与水準は適切であると考え。
講ずる措置	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成23年度決算)
	引き続き適正な給与水準の維持に努める。

○医療職員(病院看護師)

項目	内容					
指数の状況	対国家公務員 109.8					
	<table border="1"> <tr> <td>参考</td> <td>地域勘案 109.9</td> </tr> <tr> <td></td> <td>学歴勘案 109.2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地域・学歴勘案 108.4</td> </tr> </table>	参考	地域勘案 109.9		学歴勘案 109.2	
参考	地域勘案 109.9					
	学歴勘案 109.2					
	地域・学歴勘案 108.4					
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	<p>本学と国家公務員の職員構成の比率の違いが大きく影響していると思われる。特に2級以下の若年層については、本学69.8%に対し、国家公務員87.8%(平成24年国家公務員給与等実態調査より)となっており、本学の病院看護師における給与水準が国家公務員より高くなっている大きな要因と思われる。</p> <p>【主務大臣の検証結果】 法人の看護職員の職員構成と国の職員構成が異なっていること、法人の給与制度は国家公務員の制度と概ね同様であることから、給与水準は概ね適正であると考ええる。</p>					
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 63.4% (国からの財政支出額 116,485百万円、支出予算の総額 183,851百万円:平成24年度予算)</p>					
	<p>【検証結果】 国からの財政支出の割合は63.4%と高い数値ではあるが、累積欠損額はなく、対国家公務員の指数の状況等を総合的に勘案して、給与水準は適切であると考ええる。</p>					
	<p>【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成23年度決算)</p>					
講ずる措置	引き続き適正な給与水準の維持に努める。					

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 【104.4】

注:上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成24年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成24 年度) 千円	前年度 (平成23 年度) 千円	比較増△減		中期目標期間開始時(平 成22年度)からの増△減	
			千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	31,574,571	32,636,555	△ 1,061,984	(△ 3.3)	△ 1,140,082	(△ 3.5)
退職手当支給額 (B)	3,792,689	4,168,616	△ 375,927	(△ 9.0)	1,587,480	(72.0)
非常勤役職員等給与 (C)	16,609,838	15,383,688	1,226,150	(8.0)	1,545,408	(10.3)
福利厚生費 (D)	6,204,180	5,998,343	205,837	(3.4)	494,181	(8.7)
最広義人件費 (A+B+C+D)	58,181,278	58,187,202	△ 5,924	(0.0)	2,486,987	(4.3)

注1:「非常勤役職員等給与」においては、寄付金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤役職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

①「給与、報酬等支給総額」は、対前年比「△3.3%」である。

これは、特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連し、平成24年6月から給与減額支給措置を講じたことが大きな要因となっており、当該措置の実施により、総額2,039,760千円が削減された。

②退職手当支給額については、対前年比「△9.0%」である。

これは、国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等に関連し、平成25年1月から段階的に支給率の調整の引下げ措置(104/100から87/100へ段階的に引下げ)を講じたことが大きな要因となっており、当該措置の実施により、総額67,680千円が削減された。

③「非常勤役職員等給与」は、対前年比「8.0%」である。

当該職員の一部についても特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連し、平成24年6月から給与減額支給措置を講じており、当該措置の実施により、総額111,230千円が削減されているが、補助金等の外部資金獲得に伴う人員の増加により、総人件費としては増額している。

IV 法人が必要と認める事項

① 特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連した措置

「Ⅱ 職員給与について」中、「1 職員給与についての基本方針に関する事項 ② 職員給与決定の基本方針」の「ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点」を参照。

② 国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等に関連した措置

国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等に関連し、以下の措置を講ずることとした。

ア 職員に関し講じた措置の概要(平成25年2月から実施)

- ・支給率の調整を104/100から87/100に段階的に引き下げ。退職理由及び勤続年数にかかわらず全ての退職者に適用。

イ 役員に関し講じた措置の概要(平成25年1月から実施)

- ・職員と同等程度の引き下げ。